随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（文化観光局分）（令和7年7月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	学芸課	245-6201	音声ガイドWebブラウザ型アプリ構築業務	株式会社　アコースティガイド・ジャパン	1,435,500	R7.7.28	（委託事務契約審査決定通知書第1030 号） 本業務は、現行の多言語音声ガイドによる普及事業を継続するにあたり、Webブラウザ型アプリ（QRコードを読み込み、ブラウザ上でガイドを視聴するシステム、以下「アプリ」という。）を堺市博物館用に構築するものである。 現行の多言語音声ガイドによる普及事業は、国内外の利用者が「堺の歴史・文化」について知る・学ぶことの実践に対して、より理解を深めることと利便性を促進することを目的とするものであり、当該事業の継続や機能強化を実現するため、令和元年度に多言語音声ガイドを視聴する機能を有する「多言語音声ガイ ドシステム」を作成し、更なる拡充を図っているところである。今般、多言語音声ガイドシステムの内容をアプリにおいても利用できるようにするには多言語音声ガイドシステムについて詳細な知識や高度な専門的技術を有し、かつ現行の多言語音声ガイドシステムの内容を引き継ぐことができることが必要不可欠となることから、多言語音声ガイドシステムを開発した者以外には適正な履行が見込めない。そのため本業務は契約の性質及び目的が競争入札に適さない。仮に、上記の詳細な知識や高度な専門的技術を有しない者が本業務を履行した場合、現行の多言語音声ガイドにある展示解説を引き継ぐことができない等の問題が生じ、国内外利用者が「堺の歴史・文化」について知る・学ぶことが困難となり、来館者へのサービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。 　以上のことから本業務を適正に履行できるのは、多言語音声ガイドシステムを開発した株式会社アコースティガイド・ジャパン以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （根拠法令）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									
4									
5									